

軽自動車、バイク等の 異動手続きは3月末までに

軽自動車、バイク等の軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。3月末までに廃車や名義変更などの手続きを行わないと、前の所有者に課税されますので注意してください。

◆こんな場合には必ず手続きを

- ・車を売買、廃車したとき ・所有者が変わったとき
- ・住所が変わったとき ・車体を変更したとき
- ・標識の紛失、破損、字体が消えたとき
- ・盗難にあったとき（警察署に盗難届を出した後、廃車手続きをしてください）



◆手続きについて

○原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車

申告先 税務課（小城庁舎）※廃車の手続きは、各庁舎総合窓口でも可能です。

○軽二輪（125ccをこえ250cc以下）、軽三輪車・軽四輪車（660cc以下）

申告先 軽自動車検査協会 佐賀事務所

佐賀市若楠2丁目10-8 ☎30-4078

○小型二輪（251cc以上）

申告先 佐賀運輸支局 佐賀市若楠2丁目7-8 ☎050-5540-2082

税務課からの
お知らせ

【夜間納税相談】

3月10日(木)・24日(木)

17:30~20:00

場所 小城庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

車検用納税証明書

車検を受けるときには納税証明書が必要です。納税通知書に添付されている納税証明書（車検用）をご利用ください。（領収印がないものは無効です）

納期限を守りましょう！

3月31日(木) 納期限 ●国民健康保険税 10期

●まちの話題

園児にノリをプレゼント

佐賀県有明海漁業協同組合芦刈支所青年部（久保哲徳部長）が2月2日（水）、市内の5幼稚園、8保育園の園児にノリ約1400袋をプレゼントしました。

2月6日の「ノリの日」にちなみ、地域への還元とノリのPRのために毎年行っているものです。

この日は、同青年部が芦刈保健福祉センター「ひまわり」を訪れ、久保部長が「自分たちが作ったおいしいノリを食べてください」とあいさつ、青年部員が集まった園児にノリを手渡しました。

